

S&Uだより

safety & useful 発行 No344

2026年7月10日

(株) マルジン

福井 TEL 0778-27-7200 FAX0778-27-7201

名古屋 TEL 0586-81-1895 FAX0586-81-1896

新潟 TEL 0258-94-5772 FAX0258-94-5773

福島 TEL024-983-3970 FAX024-983-3971

三重県亀山市の新名神高速道路で3月に起きた6人死亡の大型トラック追突事故の初公判で、自動車運転処罰法違反(過失致死)の罪に問われた元トラック運転手が、事故直前に料理の動画のスクリーンショットを試み、前方から13秒ほど目を離していた可能性が浮上したそうです。走行中にスマートフォンなどを使用する「ながら運転」による死亡・重傷事故が増加傾向にあり、警察当局が危機感を強めているとのことです。

警察庁によると、令和7年に起きた「ながら運転」による死亡・重傷事故は計148件。死亡事故26件のうち、画像を見る目的は23件、通話目的は3件だった。ながら運転を巡っては、元年12月に違反点数と反則金を引き上げるなどの改正道交法が施行されました。直後は「ながら運転」による死亡・重傷事故が減少したものの、近年は右肩上がりなどの状況が続いているようです。警察庁が3~7年の事故を分析したところ、ながら運転による死亡事故の発生率は、スマホなどを使用していない場合に比べ約3.4倍に上るとのデータもあるとのことです。

ながら運転は、携帯電話の急速な普及で平成11年の改正道交法に初めて規制が盛り込まれましたが、走行中の使用の罰則は事故を起こすなど「交通の危険を生じさせた場合」に限られました。16年の改正で「手に持って使用」しただけで罰則となるなど強化されましたが、ハンズフリーによる使用に対しては規制が見送られました。

車の運転だけでなく、自転車でのスマホ利用では音楽を聴く事で周囲の音も聞こえず、自分自身や他の人の危険にもつながっています。歩きスマホでも脅威は潜んでいます。歩きスマホは、単なる「行儀の悪さ」ではありません。それは、自分自身と周囲の人々の命を危険にさらす、極めてリスクの高い行為です。視界を奪われた歩行者は、混雑した街の中で「予測不能な障害物」へと変貌します。近年、全国の主要駅でホームドアの設置が急速に進んでいます。その要因の一つとして指摘されているのが、歩きスマホによる転落事故の増加です。国土交通省や各鉄道会社の公式見解においても、視線が画面に集中することで平衡感覚や距離感を失う危険性が強く警告されています。

ホームドアの設置には一駅あたり数億円という莫大なコストがかかります。また、歩きスマホが原因で事故が起きれば、列車の遅延によって数万人もの利用者の時間が奪われます。私たちが何気なく画面を見ながら歩く行為は、こうした巨大な社会コストを押し上げる一因となっているのです。もちろん公道においても画面に注視している歩行者は視野の9割を失っていると言われていています。歩行者同士の激突、車との衝突、被害者になるだけでなく、小さな子供や高齢者と接触し、大怪我をさせてしまうリスクもあります。スマートフォンは、情報へのアクセスやコミュニケーションの容易さといった利点がある一方で、依存症や健康への悪影響などの欠点も存在します。

スマホの利点: 情報へのアクセス: スマートフォンは、インターネットを通じて膨大な情報に瞬時にアクセスできるため、学習や調査が容易になります。コミュニケーションの促進: SNS やメッセージアプリを利用することで、友人や家族との連絡が簡単になり、距離を超えたつながりを持つことができます。エンターテインメント: 動画や音楽、ゲームなど、さまざまなエンターテインメントを楽しむことができ、ストレス解消やリラックスに役立ちます。

スマホの欠点: 依存症のリスク: スマホの使用が過度になると、依存症に陥る可能性があります。特に若者においては、脳の発達に悪影響を及ぼすことが指摘されています。集中力の低下: スマホの長時間利用は、学力や集中力に悪影響を及ぼすことが研究で示されています。特に、1時間以上使用している子どもたちは、成績が平均点より低い傾向が見られます。

健康への影響: スマホの長時間使用は、眼精疲労や睡眠障害、運動不足を引き起こす可能性があります。また、精神的には不安感や孤独感を増加させることがあります。

スマートフォンは私たちの生活を大きく変えましたが、その影響を理解し、適切に利用することが求められます。利点を最大限に活かしつつ、欠点を克服するための意識的な努力が必要です。ダイエット、節約、筋トレ、仕事、自分磨き...なんでもそうなんです、結局は自分が「やるか・やらないか」なんです。自分に向き合う時間は、自分で作るしかありません。悪いことはわかっている、自分がそうなるとは誰も思っていない。小さな努力かもしれませんが自分で決めて「一定時間スマホを使用しない」という事を達成することで、自分を律していけるのではないのでしょうか？

マルジン 7月のカレンダー							<モノレールレンタル料(賃料)の一覧表>
日	月	火	水	木	金	土	「モノレールレンタル料(賃料)の一覧表」 本年1月に改訂されております。 ご入用の方は マルジン (0778-27-7200) まで ご連絡ください。
			1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11	
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
26	27	28	29	30	31		

2026年7月第344回は～モノレール取扱講習・モノレール運転講習～について

モノレール技士認定規約（モノレール工業協会）

1. (目的)

モノレール工業協会（以下、協会）に所属し、モノレールを製造するモノレール工業協会正会員（以下、会員）が、モノレールの販売及びレンタルしたモノレールの取り扱いについて、会員の販売店・レンタル業者でモノレール事業に携わるもの及び使用者（以下、関係者）の安全意識の向上を目的とする。

2. (モノレール技士及びモノレール取扱講習修了者の任務)

- モノレール技士（以下、技士）は、モノレールの引渡し時に関係者がその安全使用についての注意事項を納得して理解するまで十分説明しなければならない。
- 技士は、点検表に基づいて始業点検を行い、その記録を保管する。
- 技士は、事故発生時に迅速かつ的確な対応を遂行すると共に、協会事務局へ事故の状況の報告をしなければならない。
- 技士は、作業時に必ずモノレール技士認定証（以下、認定証）と腕章を携帯しなければならない
- モノレール取扱講習修了者（以下、取扱講習修了者）は、資格内に置いてモノレールを運転・操作することができる。

.....以下略（工業協会 HP にてご確認ください）

モノレールのメーカーと他9社（2024年）が会員のモノレール工業協会の「モノレール技士規約」によりますと 以前ございました「モノレール取扱主任者」は 平成30年3月に廃止されて現在は「モノレール取扱講習修了者」と移行されております。

モノレール技士が 関係者に講習した後、(工業協会以下 会員) 会員が交付するとなっております。

<受験資格>

- 交付証は、会員統一として協会名とする
- 会員及び関係者の新入社員
- 1,000Kg 以上の機種は取引先メーカー限定する。
- 各地域の消防署で行っている救命講習を修了していることが望ましい
- 講習内容としては・モノレール技士認定規約・モノレール事故例（ヒヤリハット集）安全取扱説明書（牽引車・乗用台車・荷物台車等）

講習費用 (1名に付)	
① 受験料 (資料代含む)	3,600 円
② 資料代	1,800 円
③ 更新料	
④ うっかり失効	
⑤ 講師費用 (1日当り)	36,000 円/1回あたり
新規申請者は②資料代を会員へ	
会員は①受講料のうち 900 円を協会へ	

講師費用は、1回講習（1日まで）の基本日当とする（36,000 円/日 消費税別）

出張講習の経費は、実費（会員の出張旅費規程）とする。（消費税別）

取扱講習修了者の機種限定解除は 1,000Kg 積未満の会員が取扱う機種のみとし、**現場において使用する機種が取扱講習修了者発行メーカーと異なる場合、使用するメーカーの取扱講習を受けなければならない。**重量物 1000 kg 以上を最初に取得した場合でも単軌条（1000 kg 未満）を取得した場合新規扱いとなる。（申請費 ¥3,600 円（消費税別））

単軌条（1000 kg 未満）を取得した場合も重量物（1000 kg 以上）を使用する場合は新規扱いとする。（申請費 ¥3,600 円（消費税別））※重量物の場合は取得先メーカーに限定する

マルジンさんの「モノレール運転講習」と「モノレール取扱講習」とどちらがうの？どちらが良い？

と、いうお問い合わせがありました。

どちらもマルジンで講習させていただきます。

一応「1級モノレール技士であれば 取扱講習はこのメーカーの機種でもできる」資格はありますが A 社モノレールメーカーの修了証をお持ちの場合現場で違う機種の使用をされる場合は↑赤字の通り**使用するメーカーの取扱講習を受けなければならない**となっております。

B 社 1 級技士が 取扱講習を受けていない A 社の取扱講習を行って、「受講しました」「修了証を出しました」となると、万一事故が発生した際に、「その講習を行う権限や根拠はどこにあったのか」となる話になりかねません

マルジンの考え方としては 当社でさえ機種が多種に及びますので 現場でお渡しする機種に対しての「モノレール運転講習」を実施させていただいております。当社で保有する「ニッカリ製」「嘉徳製作所製」の講習が必要でしたら協会規約の趣旨に従い、メーカー系列の技士がいつでも実施しておりますのでご相談ください。「モノレール技士認定規約」に基づいた講習で モノレール 1 級技士・2 級技士が各現場にて「モノレール運転講習」をとりおこない 受講者一人一人に「マルジンの講習修了証（機種限定・有効期限 発行より 1 年）」↓このような修了証です



モノレール工業協会の印はございませんし、有効期限も 1 年となっております。簡易的のようではございますが...

2011 年 3 月に お客様が 当社の提出した資料、関連する安全衛生規則などをお持ちになり 所轄の監督署に出向かれ担当の方とじっくり話し合わせ 結果をマルジンにもご連絡くださっております。それによりますと...

※モノレールについては 安全衛生教育でよいとのこと。
※マルジンの「モノレール運転講習」の講習内容、発行修了証でよいとのこと。 と伺っております。